

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税の加算税及び延滞税の賦課決定取消請求控訴事件

国側当事者・国(西宮税務署長)

令和元年9月13日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成31年3月22日判決、本資料269号-34・順号13257)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	河井 克行
処分行政庁兼裁決行政庁	西宮税務署長 安岡 彰
同指定代理人	水野 健太
同	市谷 諭史
同	東 正幸
同	中山 二郎
同	橋本 和也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

- 1 原判決を取り消す。
- 2 西宮税務署長が平成29年11月28日付けで控訴人に対してした相続税の無申告加算税及び延滞税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 西宮税務署長が平成30年3月22日付けで控訴人に対してした再調査決定を取り消す。
- 4 訴訟費用は、1、2審を通じて被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要(なお、略語は原判決の例による。)

1 事案の要旨

事案の要旨は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1(原判決2頁6行目から17行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

原審は、控訴人の訴えのうち相続税の無申告加算税及び延滞税の賦課決定処分の取消しを求めめる部分を却下し、その余の請求を棄却したため、これを不服とする控訴人が控訴した。

- 2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

前提事実は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1（原判決2頁20行目から3頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決2頁20行目から21行目にかけての「単独相続した」の次に「(以下「本件相続」という。)」を加え、原判決3頁2行目から3行目にかけての「(同法119条4項。）」、同頁5行目から6行目にかけての「平成23年法律第82号による改正前の」をいずれも削り、同頁6行目から7行目にかけての「平成29年財務省告示第332号」を「平成28年財務省告示第362号」と、同頁9行目の「前同」を「国税通則法119条4項」とそれぞれ改める。

3 当事者の主張

争点及びこれに関する当事者の主張は、後記4のとおり、当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の3（原判決3頁20行目から4頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人の補充主張

- (1) 控訴人は、控訴人の母親から、同人の死去（平成28年11月●日）の直前である同年10月、控訴人の妹らが自殺したのは、控訴人が不法逮捕、不法裁判により前科者となったことが原因である旨聞かされた。控訴人は、それ以後異常な精神状態による強うつ病となり、それにより申告が遅れた。
- (2) 再調査を求める文書作成の際、上記自殺の原因を思い出し、1か月以内に裁決を経ることができなくなった。
- (3) 元はといえば、控訴人を不法に逮捕し、前科者にした国家権力にあり、申告の遅れは国に責任がある。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する本件訴えのうち、本件賦課決定処分取消しの訴え及び本件通知の取消しを求める訴えはいずれも不適法であり、本件再調査決定取消請求は理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり、当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決5頁1行目から7頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

控訴人は、平成28年11月●日に開始した本件相続につき法定申告期限内に相続税申告ができなかった理由（本件申告はその後である平成29年11月2日にされた。）及び再調査の文書作成（平成30年2月19日付け・乙5）に当たって上記遅れた理由を思い出したことなどを縷々主張する。

しかしながら、法定申告期限内に相続税申告書の提出をしなかった正当な理由が認められるためには、納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があることを要するが、控訴人の主張及び弁論の全趣旨に照らしても、そのような事情があったことの主張立証があるとはいえない。

また、上記各主張に係る事情は、平成29年11月28日付けで被控訴人がした本件賦課決定処分に対し、控訴人が法定期間内に審査請求手続を経由しなかった正当な理由を基礎付けるものともいえない。

さらに、再調査決定取消し請求についての控訴人の主張は、再調査決定の固有の違法を基礎付けるものとはいえない。

控訴人の主張はいずれも理由がない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐村 浩之

裁判官 西田 隆裕

裁判官 天野 智子